

【高等支援学校用】

2020年度の定数を計算してみましょう！

()高等支援学校

学年	1年	2年	3年	合計
学級数				
生徒数				

I. 教諭等の数

1. 教頭の定数（高校法17条）

6学級以上（高等部のみ）⇒1人

_____人

2. 教諭の定数（高校法17条）

(1) 1学級 ⇒ 2人

(2) 生徒指導担当

6～17学級の高等部 ⇒ 1人

18学級以上の高等部 ⇒ 2人

(3) 専門教育を主とする学校への加算

専門学科数×2人

高等部（専門学科のみを置くものを除く）⇒2人

高等部（専門学科のみを置くもの）⇒1人

(4) 自立活動担当教員

障害種別に学級数に応じて加算

(5) 寄宿舍舎監

寄宿舍生徒数80人以下の学校 ⇒ 2人

〃 81～200人の学校 ⇒ 3人

〃 201人以上の学校 ⇒ 4人

[定数計算]

法	1	2	3	4	5
数					

_____人

II. 養護教諭の定数（高校法18条）

高等部のみをおく学校 ⇒ 1人

_____人

Ⅲ. 実習教諭の定数（高校法 19 条、高校法施行令 2 条）

1. 専門教育を主とする学科に ⇒ 2 人
2. 高等部（専門学科のみを置くものを除く）に ⇒ 2 人
3. 普通教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える

※知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。

4. 保健医療に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える

※視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。

5. 産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える

※聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。

〔定数計算〕

法	1	2	3	4	5
数					

_____人

Ⅳ. 寄宿舎指導員（高校法 20 条）

1. 寄宿生徒数 × 1 / 5 人
2. 肢体不自由寄宿生徒数 × 1 / 3 人
3. 上記の合計数が 12 に達しない場合 ⇒ 12 人

〔定数計算〕

法	1	2	3
数			

_____人

Ⅳ. 事務職員定数（高校法 21 条）

1. 高等部 ⇒ 2 人

_____人

2020 年度の定数の確認及び 2021 年度の定数を計画しよう。

（定数法は県全体の職員数を算定するものなので、あくまでも目安です）

各学校の教育課程の特性や生徒の実態等をふまえ、説得性のある教職員配置要求に取り組みましょう。

職種	校長	教頭	教諭	養教	実教	寄宿舎	事務	現業	司書
人数	1								

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C0000000006

1